

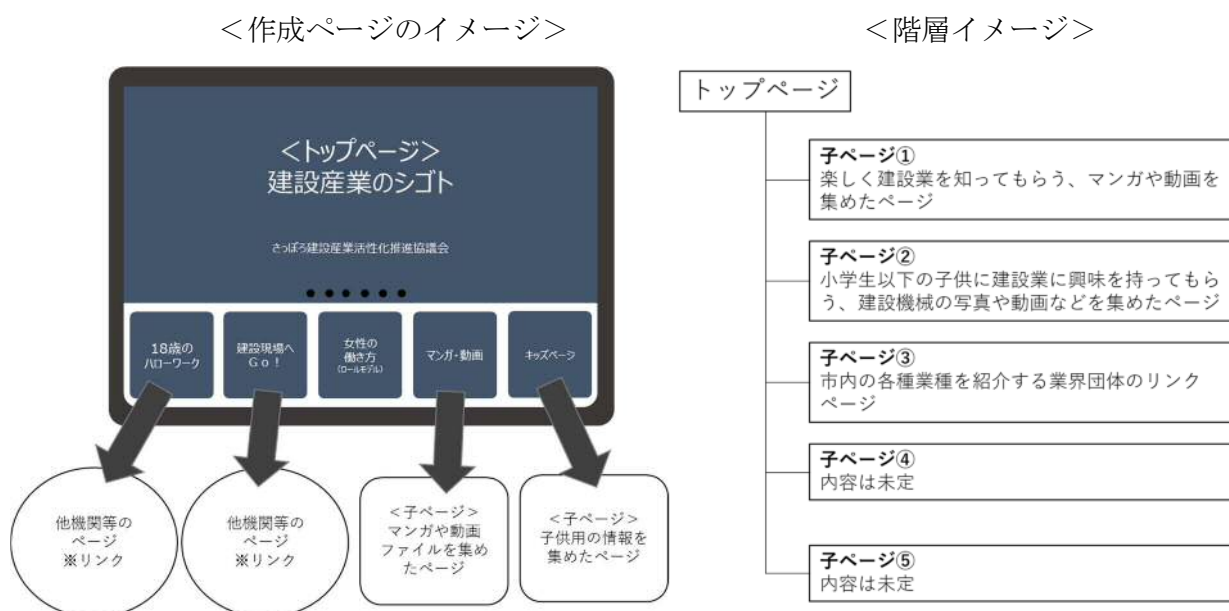
業務仕様書

1. さっぽろ建設産業活性化推進協議会ホームページ作成・運用業務

2. 業務目的

本市では、社会インフラの整備・維持や災害対応など「地域の守り手」として活躍する建設産業の体制を将来に渡り確保していくため、「さっぽろ建設産業活性化プラン」を策定し、このプランに基づき担い手確保などに向けた様々な取組を進めている。

本業務で作成するホームページは、建設産業に興味を持った閲覧者が、インターネット上にある様々な建設産業の情報の中から、知りたい情報に簡単にアクセスできる環境を作ることを目的としたものである。



3. 業務内容

(1) ホームページの作成

① デザインの検討・作成

- ・トップページ及び子ページのデザインを検討し、各ページを作成する。
- ・ページデザインは、参考例などを示し、委託者の承諾を得ながら検討を進めることとする。
- ・子ページは3～5ページを想定。
- ・デザインに必要な写真データは、委託者からの提供を基本とするが、イラストやテキストデザインの作成は、本業務に含むこととする。
- ・子ページに掲載するマンガや動画のデータは、委託者から提供する。

- ・子ページに掲載する動画は、YouTube 上で視聴する形式とする。
- ・リンク先は委託者から指定する。
- ・トップページ及び子ページに掲載するリンク先は、最大 50 個程度を想定しており、各ページに掲載したリンク先が分かりやすい表示方法の検討及びリンクデザインを含むこととする。
- ・作成するページは、スマートフォンに対応すること。
- ・ページの作成は、委託者を含め誰でも操作可能なツールを使用することとする。

② サーバーの比較選定

- ・民間サーバーを 3 社程度選択し、安全性（セキュリティー対策）、安定性（持続性）、経済性などの観点で比較した資料を作成する。

③ ドメインの比較選定

- ・ドメイン会社を 3 社程度選択し、安全性（セキュリティー対策）、安定性（持続性）、経済性などの観点で比較した資料を作成する。
- ・ドメイン会社の選択にあたっては、「.com」を使用できる会社とする。

④ ページの登録・公開

- ・上記の作業で作成したホームページの登録・公開処理を行う。
- ・ホームページの公開は、最短で 9 月を予定しているため、その時期に間に合うように作業スケジュールを計画し、委託者に提出することとする。
- ・公開直後 1 週間程度は、ページの修正対応を毎日行える体制を確保すること。

(2) ホームページの運用管理

① 公開ページの定期更新

- ・1 月に 1 回程度、掲載内容（公開ページの文章修正や動画の追加、リンク先の追加などを想定）を更新する。
- ・更新内容は、委託者から指示することとする。
- ・定期更新の対応に必要なスケジュールを作成し、公開前に委託者に提出することとする。

② 緊急対応

- ・定期更新以外に、委託者からの緊急要請があった場合には、公開ページの修正・非公開の対応を行うこととする。
- ・緊急対応は、業務期間中に最大 3 回程度とする。

4. 権利関係

- ① 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- ② この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

- ③ 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- ④ 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- ⑤ 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- ⑥ 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- ⑦ 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- ⑧ 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- ⑨ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ⑩ 本業務で作成したページデザインやイラストなどの成果物については、委託者が自由に使用・改変できることとする。

5. 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日（月）まで。

6. 業務成果品

- ・作成データ電子媒体 1 部
- ・その他、本市と協議した上で、成果品として必要とされるもの

内 訳 書

項目	詳細	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
ベースデザイン 制作費	トップページ及び共通部分の デザイン作成	1	式			見積り
ベースコーディ ング費		1	式			見積り
子ページ制作費 ①	個別ページデザイン	2	式			見積り
子ページ制作費 ②	外部リンク集ページ	1	式			見積り
子ページ制作費 ③	個別ページデザイン ※内容検討含む	2	式			見積り
サーバー比較選 定費	調査、選定、資料作成	1	式			見積り
ドメイン比較選 定費	調査、選定、資料作成	1	式			見積り
サイト公開費	公開作業（1 週間程度の修正 対応含む）	1	式			見積り
定期更新費	月 1 回程度の文書修正や動画 追加、外部リンク追加作業	9	月			見積り
緊急対応費	緊急時のページ修正・非公開 作業	3	回			見積り
諸経費	進行管理等	1	式			見積り
合計		1	式			
消費税	10%					
業務費						